

岩手県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第897号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 胆沢ダム
- 2 実施した期間 平成29年10月17日から平成30年3月8日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）